

# 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会「水環境保全助成事業」

## 2024年度 募集要項

「水環境保全助成事業」は、水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発および地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体及び個人の事業活動に対して、下記の助成を行います。

### 1. 事業の目的

この事業は水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体及び個人を対象に、活動資金の一部を助成することを通じて、活動が活性化し、また、活動の輪が拡大し、継続していくことを目的とします。

### 2. 助成の対象となる事業

助成の対象は、日本国内における自発的で継続的な浄化槽の普及啓発や、地域における水環境保全などの活動（業として行う活動は除く）で、次のような形態の活動が考えられますが、これはあくまで例示です。

※継続事業でも、前年度事業と内容が重複するものについては、条件が付与される可能性があります。

- (1) 浄化槽の一般市民向け、全国及び都道府県並びに市町村規模の普及啓発活動（環境講座・教室等の開催、ビデオの作成、パンフレットの作成、教育教材の作成、啓発用ブース等設営）
  - ・ 一般市民を対象とし、浄化槽等による生活排水対策の啓発効果が十分期待出来、広報資料・図書等の配布方法が適切であること。
- (2) 水環境保全の実践活動（河川および水質汚濁原等の観察会、浄化槽等による生活排水処理の効果等）
  - ・ 一般市民の協力・参加が得られ、浄化槽等による水質汚濁対策の重要性・効果が十分に期待出来ること。
- (3) 水環境調査活動（水生生物の調査、水質等の調査分析および生活排水処理の実状等の情報収集・提供等）
  - ・ 学生・生徒や一般市民の参加が得られ、浄化槽等による生活排水対策の啓発に資する内容であること。
- (4) その他
  - ・ 対象となる地域の浄化槽の普及状況を報告書に含めること。
  - ・ 事業の目的に該当しないと判断された申請については、助成対象外とする。
  - ・ 申請時に提出された書類の返却はいたしません。

### 3. 助成申請者の要件

日本国内において、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動を行う営利を目的としない団体及び個人とします。

（ただし、一般社団法人全国浄化槽団体連合会会員団体は申請不可。）

・団体は、主として一般市民から構成されていること。

#### 4. 助成金額

1 活動（同一年度内 1 申請者 1 活動に限る）あたりの助成金額は、事業総額に対しての補助率を原則 1/2 以下とし 20 万円を上限とします。なお、当該活動の事業費総額が 20 万円に満たない場合は活動費総額の 1/2 を上限とします。当助成事業の総額は 1 年あたり 300 万円までとします。

#### 5. 助成金の使途

助成金の使途は、活動に直接必要な次の経費であって、常勤的職員の人件費・飲食費及び事務所維持・管理のための経費は含みません。

[1] 謝金 [2] 旅費 [3] 印刷製本費 [4] 通信運搬費 [5] 借料・損料  
[6] 消耗品費・材料費 [7] 賃金 [8] 事務管理費

なお、[3] [5] [6] に該当するもので 5 万円以上のものについては、申請時に見積書の提出が必要です。

#### 6. 助成対象活動の期間

助成対象となる活動は、4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までの期間に実施される活動とします。

※ ただし、交付決定前に実施された活動であっても、審査委員会で承認されない場合には助成対象外となりますので、念のため申し添えます。

#### 7. 助成金の申請・交付決定日

毎年の助成金の募集・申請は 4 月 1 日～6 月 30 日とします。交付決定は 6 月 30 日以降 1 ヶ月以内とします。

※ 上記の期日は、予定であり諸事情により変更することがあります。

※ 申請書の提出は、募集期間最終日の消印有効です。

#### 8. 助成対象者の義務

(1) 助成対象者は、一般社団法人 全国浄化槽団体連合会と助成に関する契約を締結し、これに基づき助成活動の終了後に、当該活動の経過・結果及び会計についての報告書及び成果物を提出して下さい。

※ 報告書には、申請時に提出していただいた実施計画がどのように実行されたか、当該活動の実施日時及び参加人数等の詳細も記載して下さい。

※ 当該活動等の結果は、当連合会ホームページ等において公開しますので、報告書の電子ファイル（PDF 等）も提出して下さい。

※ 会計報告には、領収書（コピー可）を添付して下さい。

(2) 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会から助成を受けた旨を、当該活動（講習会等の会場、印刷物、報告書等）において明示して下さい。

#### 9. 助成対象者の決定

助成対象者の決定は、水環境保全助成事業審査委員会において、書類審査により決定します。なお、助成額については、申請額・活動内容等を勘案して決定します。

#### 10. 助成対象者選考結果の発表

助成対象者の選考結果は、申請者に文書により通知します。

なお、選考に関わる問い合わせには、事前・事後に関わらず一切応じることは出来ません。

助成事業申請のフォームは全浄連ホームページに掲載しています。

<http://www.zenjohren.or.jp/mizukankyuhozen.htm>